

# 報 道 資 料

令和6年5月14日  
所属：精神保健福祉センター  
連絡先：0744-47-2251  
所属：疾病対策課 精神保健係  
連絡先：0742-27-8683(ダイヤルイン)

## 精神障害者保健福祉手帳におけるマイナンバーの登録誤り事案について

奈良県精神保健福祉センターにおいて、精神障害者保健福祉手帳情報を「手帳台帳システム」から「自治体団体内統合宛名システム・中間サーバ」に登録する際、誤った手帳情報等を取り込んだため、本人以外の精神手帳番号、精神手帳交付年月日、精神手帳返還年月日、精神手帳再交付年月日、精神手帳等級コード、精神手帳有効期間終了年月日が登録されてしまいました。

マイナポータル上で表示される手帳情報には、マイナンバーや氏名等の情報は含まれていないため、当該登録誤りにより、マイナンバー、氏名、生年月日、性別及び住所の個人情報が第三者に閲覧されることはありません。

今後、同様の事案が発生しないよう再発防止に努めて参ります。

### 1 登録誤りの事案の状況

・相違件数 807件

(令和6年3月4日～5月7日の期間、閲覧可能だった件数：752件

令和6年4月15日～5月7日の期間、閲覧可能だった件数：55件)

(取り込み総件数 6890件)

・マイナポータルに誤って表示された項目

精神手帳番号、精神手帳交付年月日、精神手帳返還年月日、精神手帳再交付年月日、  
精神手帳等級コード、精神手帳有効期間終了年月日

### 2 経緯

令和5年度、厚生労働省より、マイナンバー総点検実施の通知があったが、総点検実施の際には奈良県の精神障害者保健福祉手帳においてはマイナポータルの活用を行っていなかった。

そのため、国の総点検実施後に奈良県として「手帳台帳システム」に登録してあるマイナンバーの点検（手帳所持者毎に正確なマイナンバーが登録してあるか住基システムと比較して確認）を実施した上で、「自治体団体内統合宛名システム・中間サーバ」にデータを取り込みマイナポータルで閲覧可能な状態にしようと考えた。

点検後、一致したデータのみ「自治体団体内統合宛名システム・中間サーバ」に取り込むために、不一致データの削除作業を行ったところ、データを一部分だけ削除したことにより、データにズレが生じた。

具体的には、「手帳台帳システム」より、「マイナポータルに表示される項目のファイル」と、「それ以外の項目のファイル」の2つのファイルに分かれて抽出されることとなっているが、片方のファイルのデータだけ削除し、もう片方は削除しなかったことによりデータにズレが生じた。

令和6年3月4日、4月15日、「自治体団体内統合宛名システム・中間サーバ」にこのデータを取り込んだため、誤った箇所から下部分がズレたまま「自治体団体内統合宛名システム・中間サーバ」で登録された状態になり、他者のマイナポータルにおいて、別人の手帳情報が閲覧可能な状態になってしまった。

令和6年5月7日に、県内の自治体から、「ある方よりマイナポータルで確認したら自分のデータではない」との指摘があったとの連絡により誤りが発覚した。

同日、奈良県内全市町村の精神障害者保健福祉手帳情報の閲覧中止措置を行った。

### 3 既に行った対応

- ・他者の手帳情報を登録されることとなった手帳所持者の方及び誤って登録された方に対し、謝罪の通知を発出した。
- ・誤った807件のデータの修正を行い、「自治体団体内統合宛名システム・中間サーバ」に取り込みを行った。
- ・「手帳台帳システム」からのマイナンバーへの連携状況点検（「手帳台帳システム」の情報が正確に「自治体団体内統合宛名システム・中間サーバ」にマイナンバー連携されているかの確認）を行い、問題がないことを確認したため、精神障害者保健福祉手帳情報の閲覧中止措置を解除した。

### 4 再発防止策

今回発生した事案は、昨年度のデジタル庁を主体としたマイナンバー総点検を契機として、総点検実施後に奈良県独自で点検を行い、データが正確かどうかを確認できたものを、「手帳台帳システム」から「自治体団体内統合宛名システム・中間サーバ」に取り込む際に、不一致データを手作業で削除したために、誤りが発生してしまった案件である。

今後は、「手帳台帳システム」に入力する時に、以下の手続きを複数の職員による体制で実施し、「自治体団体内統合宛名システム・中間サーバ」に取り込む際は、手作業による削除作業を行わないことを徹底し、再発を防止する。

- ・手帳申請書に記載されたマイナンバーの真正性の確認の徹底
- ・「手帳台帳システム」への情報入力チェックの徹底
- ・「手帳台帳システム」からのマイナンバー連携状況の確認の徹底